

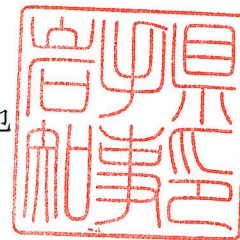
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都品川区大崎一丁目11番1号

氏名 八戸製錬株式会社 代表取締役 武田 哲
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 8月 5日

許可の有効年月日 令和10年 8月 4日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 8月 5日 当初許可
平成25年 8月 5日 更新許可

(以下、裏面記載)

複製禁止

平成25年 9月 5日 変更届出書受理

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類から汚泥（砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸（有機リン化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類から廃アルカリ（有機リン化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成25年 9月27日 変更届出書受理（代表者を薮野利治から変更したこと。）

平成25年 9月27日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成26年 8月27日 変更届出書受理（代表者を新村隆平から変更したこと。）

平成30年 8月 5日 更新許可

令和 3年11月 4日 変更届出書受理（代表者を吾妻伸一から変更したこと。）

令和 5年 8月 5日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白